

第 3 次甲州市総合計画、第 4 期甲州市総合戦略及び 第 5 次甲州市行財政改革大綱 策定方針

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 30(2018)年 3 月に、まちづくりの最上位計画として第 2 次甲州市総合計画(甲州市まちづくりプラン)を策定し、本市のめざす将来像を「豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流のまち 甲州市」と掲げ、さまざまな取組を進めています。また、令和 4(2022)年度には甲州市新行財政改革大綱を、令和 7(2025)年 3 月には甲州市デジタル田園都市国家構想総合戦略(第 3 期甲州市総合戦略)をそれぞれ策定し、地方創生に係る取組及び持続可能な行財政運営を進めています。

しかしながら、人口減少・少子高齢化、気候変動による自然災害の頻発化・激甚化と災害への市民意識の高まり、新型コロナウイルス感染症の流行・収束とこれに伴う市民の生活様式の変化、AI をはじめとする最新技術の進展など、本市を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

第 2 次甲州市総合計画が令和 9(2027)年度をもって計画期間終了するため、令和 10(2028)年度を始期とする第 3 次甲州市総合計画(以下「次期総合計画」という。)及び第 4 期甲州市総合戦略(以下「次期総合戦略」という。)、第 5 次甲州市行財政改革大綱(以下「次期行財政改革大綱」という。)の 3 つの計画の一体的な策定に取り組みます。

2. 各種計画の構成と期間

(1) 総合計画

次期総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。

① 基本構想

基本構想は、本市の特性や市民ニーズの動向、社会経済動向を総合的に勘案し、市がめざす将来像と、それを実現するための基本目標及び施策の体系などを示すものであり、令和 10(2028)年度を初年度とし、令和 19(2037)年度を目標年度とする 10 年間の計画です。

② 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来像を具体化した施策を整理するものです。計画期間は、令和 10(2028)年度から令和 19(2037)年度までの 10 年間の計画です。

社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、中間年度に、今後 5 年間に取り組むべき課題について検討を行い、計画の見直しを行います。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すことにより、予算編成の

指針となるものです。

(2) 総合戦略

次期総合戦略は、令和 8(2026)年 7 月に閣議決定された国の地域未来戦略や山梨県の総合戦略を踏まえて、地方創生に向けた具体的な事業を推進するための指針となります。計画期間は、令和 10(2028)年度から令和 14(2032)年度までの 5 年間とします。

(3) 行財政改革大綱

次期行財政改革大綱は、まちづくりの最上位の計画である総合計画の実現に向けた取組の展開を下支えし、その手法(事業)を見直していくための基本的な考え方を示す指針であり、職員が業務を進める上での基本的な方針となります。計画期間は、令和 10(2028)年度から令和 14(2032)年度までの 5 年間とします。

3. 次期総合計画と次期総合戦略及び次期行財政改革大綱の一体的策定

次期総合計画、次期総合戦略、次期行財政改革大綱の 3 つの計画を一体的に策定することで各計画間の整合・連携を図ります。なお、最終的な 3 つの計画のあり方は、今回の計画策定のプロセスの中で検討・決定することを想定しています。

4. 計画の策定体制

次期総合計画の策定体制は、次のとおりです。

(1) 外部組織

① 総合計画審議会

甲州市附属機関の設置に関する条例に基づき、学識経験者、地域を代表する者、関係行政機関の職員、公募による者により構成し、総合計画に関して必要な事項を調査審議します。

(2) 庁内組織

甲州市総合計画策定委員会設置規程に基づき、以下の体制で総合計画の策定に関し必要な事項を調査審議します。

① 総合計画策定委員会

委員長、副委員長及び市長部局、行政委員会、公営企業等の課長職以上の職員の中から市長が任命した委員をもって組織します。

② 策定委員会部会

業務を円滑に行うため、委員会に次の部会を設置します。また、それぞれの部会に、担

当職員で組織する分科会を設置します。

- (ア) 行政システム部会
- (イ) 住民福祉部会
- (ウ) 産業振興部会
- (エ) 社会基盤部会
- (オ) 教育文化部会

(3) 市民参画の機会

今回の計画策定においては以下のような市民参画の機会を設定します。

① 市民アンケート調査

住みやすさや定住意向などの本市への評価、市民が重視する施策などを把握し、将来像や体系、重点施策の検討材料として活用します。

② 市民ワークショップ

市民のまちづくりを自分事のように捉える意識を醸成しつつ、市民にとっても納得感のある計画となるよう、市民が計画づくりに直接関わる機会を設けます。

③ パブリックコメント

市民全体から計画に対する意見を募集し、幅広い市民からの意見を計画に反映させます。

5. 策定のスケジュール(予定)

令和10年(2028)年度の公表に向け、令和10(2028)年1月頃の総合計画審議会から市長への答申、令和10(2028)年3月の市議会への上程を前提として計画策定を進めます。

